日本国憲法

1946（昭和21）年11月３日公布

1947（昭和22）年５月３日施行

　は，日本国民の総意に基づいて，新日本建設のが，定まるに至つたことを，深くよろこび，のおよび帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正をし，ここにこれを公布せしめる。

昭和21年11月３日

内閣総理大臣兼外務大臣：吉田茂

国務大臣：幣原喜重郎

司法大臣：木村篤太郎

内務大臣：大村清一

文部大臣：田中耕太郎

農林大臣：和田博雄

国務大臣：斎藤隆夫

大臣：一松定吉

商工大臣：星島二郎

厚生大臣：河合良成

国務大臣：植原悦二郎

運輸大臣：平塚常次郎

大蔵大臣：石橋湛山

国務大臣：金森徳次郎

国務大臣：膳桂之助

日本国憲法

　日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，われらとわれらの子孫のために，諸国民との協和による成果と，わが国全土にわたって自由のもたらすを確保し，政府の行為によって再び戦争のが起ることのないやうにすることを決意し，ここに主権が国民に存することを宣言し，この憲法を確定する。そもそも国政は，国民のなによるものであって，そのは国民にし，その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれをする。これは人類の原理であり，この憲法は，かかる原理に基くものである。われらは，これに反するの憲法，法令及びをする。

　日本国民は，の平和を念願し，人間の関係を支配するな理想を深く自覚するのであって，平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは，平和を維持し，と，圧迫とを地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において，名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく恐怖とからかれ，平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

　われらは，いづれの国家も，自国のことのみにして他国を無視してはならないのであって，政治道徳の法則は，普遍的なものであり，この法則に従ふことは，自国の主権を維持し，他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

　日本国民は，国家の名誉にかけ，全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することをふ。

第１章　天　　皇

第１条［天皇の地位・国民主権］　天皇は，日本国のであり日本国民の象徴であって，この地位は，主権の存する日本国民の総意に基づく。

第２条［皇位の］　皇位は，のものであって，国会の議決したの定めるところにより，これを継承する。

第３条［天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認］　天皇の国事に関するすべての行為には，内閣の助言と承認を必要とし，内閣が，その責任を負ふ。

第４条［天皇のの限界，天皇の国事行為の委任］

①天皇は，この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ，国政に関する権能を有しない。

②天皇は，法律の定めるところにより，その国事に関する行為を委任することができる。

第５条［］　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは，摂政は，天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には，前条第１の規定を準用する。

第６条［天皇の任命権］

①天皇は，国会の指名に基いて，内閣総理大臣を任命する。

②天皇は，内閣の指名に基いて，最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第７条［天皇の国事行為］　天皇は，内閣の助言と承認により，国民のために，左の国事に関する行為を行ふ。

１ 憲法改正，法律，政令及び条約を公布すること。

２ 国会をすること。

３ 衆議院を解散すること。

４ 国会議員の総選挙のを公示すること。

５ 国務大臣及び法律の定めるその他のの並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状をすること。

６ ，，，刑のの免除及び復権を認証すること。

７ をすること。

８ 及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

９ 外国の大使及び公使をすること。

10 儀式を行ふこと。

第８条［皇室の財産授受］　皇室に財産をり渡し，又は皇室が，財産を譲り受け，若しくはすることは，国会の議決に基かなければならない。

第２章　戦争の放棄

第９条［戦争の放棄，戦力及び交戦権の否認］

①日本国民は，正義とを基調とする国際平和を誠実に希求し，国権の発動たる戦争と，武力による又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを放棄する。

②の目的を達するため，陸海空軍その他の戦力は，これを保持しない。国の交戦権は，これを認めない。

第３章　国民の権利及び義務

第10条［国民の要件］　日本国民たる要件は，法律でこれを定める。

第11条［基本的人権の］　国民は，すべての基本的人権の享有をげられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与へられる。

第12条［自由・権利の保持の責任とそのの禁止］　この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民のの努力によって，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであって，常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条［個人の・幸福追求権・公共の福祉］　すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

第14条［法のの平等，貴族の禁止，］

①すべて国民は，法の下に平等であって，人種，信条，性別，社会的身分又はにより，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

②その他の貴族の制度は，これを認めない。

③，その他の栄典のは，いかなる特権もはない。栄典の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。

第15条［公務員選定権，公務員の本質，普通選挙の保障，秘密投票の保障］

①公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。

②すべて公務員は，全体の者であって，一部の奉仕者ではない。

③公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する。

④すべて選挙における投票の秘密は，これを侵してはならない。選挙人は，その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条［権］　も，損害の，公務員の，法律，命令又は規則の制定，廃止又は改正その他の事項に関し，に請願する権利を有し，何人も，かかる請願をしたためにいかなる差別も受けない。

第17条［国及び公共団体の責任］　も，公務員の不法行為により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国又は公共団体に，その賠償を求めることができる。

第18条［及びからの自由］　も，いかなる奴隷的拘束も受けない。又，犯罪にる処罰の場合を除いては，その意に反する苦役に服させられない。

第19条［思想及び良心の自由］　思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。

第20条［信教の自由］

①信教の自由は，に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も，国から特権を受け，又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も，宗教上の行為，，又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は，宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条［集会・結社・表現の自由，通信の秘密］

①集会，結社及び言論，出版その他の表現の自由は，これを保障する。

②は，これをしてはならない。通信の秘密は，これを侵してはならない。

第22条［居住・移転及び職業選択の自由，外国移住及び国籍の自由］

①も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条［学問の自由］　学問の自由は，これを保障する。

第24条［家族生活における個人のと両性の平等］

①は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，の協力により，されなければならない。

②の選択，財産権，，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等にして，制定されなければならない。

第25条［生存権，国の社会的使命］

①すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条［教育を受ける権利，普通教育を受けさせる義務］

①すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は，これをとする。

第27条［勤労の権利及び義務，勤労条件の基準，児童の禁止］

①すべて国民は，勤労の権利を有し，義務を負ふ。

②賃金，時間，休息その他の勤労条件に関する基準は，法律でこれを定める。

③児童は，これを酷使してはならない。

第28条［勤労者の団結権］　勤労者の団結する権利及び団体その他の団体行動をする権利は，これを保障する。

第29条［財産権］

①財産権は，これを侵してはならない。

②財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。

③私有財産は，正当なのに，これを公共のために用ひることができる。

第30条［納税の義務］　国民は，法律の定めるところにより，納税の義務を負ふ。

第31条［法定のの保障］　も，法律の定める手続によらなければ，その生命しくは自由を奪はれ，又はその他の刑罰を科せられない。

第32条［裁判を受ける権利］　も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条［逮捕の要件］　も，現行犯として逮捕される場合を除いては，権限を有する司法官憲が発し，つ理由となってゐる犯罪を明示するによらなければ，逮捕されない。

第34条［・の要件，不法拘禁に対する保障］　も，理由をちに告げられ，つ，直ちに弁護人にする権利を与へられなければ，抑留又は拘禁されない。又，何人も，正当な理由がなければ，拘禁されず，要求があれば，その理由は，直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条［住居の］

①も，その住居，書類及び所持品について，侵入，及びを受けることのない権利は，第33条の場合を除いては，正当な理由に基いて発せられ，且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ，侵されない。

②捜索又は押収は，権限を有する司法官憲が発する各別の令状により，これを行ふ。

第36条［及び刑の禁止］　公務員による拷問及び残虐な刑罰は，絶対にこれを禁ずる。

第37条［の権利］

①すべて刑事事件においては，被告人は，公平な裁判所のな公開裁判を受ける権利を有する。

②刑事被告人は，すべての証人に対してする機会を充分に与へられ，又，公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③刑事被告人は，いかなる場合にも，資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは，国でこれをする。

第38条［自己に不利益な，の能力］

①も，自己に不利益な供述を強要されない。

②強制，しくはによる自白又は不当に長く若しくはされた後の自白は，これを証拠とすることができない。

③何人も，自己に不利益なの証拠が本人の自白である場合には，有罪とされ，又は刑罰をせられない。

第39条［の禁止・］　も，実行の時に適法であった行為又はに無罪とされた行為については，刑事上の責任を問はれない。又，同一の犯罪について，重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条［刑事］　も，又はされた後，無罪の裁判を受けたときは，法律の定めるところにより，国にその補償を求めることができる。

第４章　国　　会

第41条［国会の地位・立法権］　国会は，国権の最高機関であって，国のの立法機関である。

第42条［両院制］　国会は，衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条［両議院の組織・代表］

①両議院は，全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

②両議院の議員の定数は，法律でこれを定める。

第44条［議員及び選挙人の資格］　両議院の議員及びその選挙人の資格は，法律でこれを定める。し，人種，信条，性別，社会的身分，，教育，財産又は収入によって差別してはならない。

第45条［衆議院議員の任期］　衆議院議員の任期は，４年とする。し，衆議院解散の場合には，その期間前に終了する。

第46条［参議院議員の任期］　参議院議員の任期は，６年とし，３年ごとに議員の半数を改選する。

第47条［選挙に関する事項］　選挙区，投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は，法律でこれを定める。

第48条［両議院議員兼職の禁止］　も，同時に両議院の議員たることはできない。

第49条［議員の］　両議院の議員は，法律の定めるところにより，国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条［議員の］　両議院の議員は，法律の定める場合を除いては，国会の会期中逮捕されず，会期前に逮捕された議員は，その議院の要求があれば，会期中これをしなければならない。

第51条［議員の発言・表決の無責任］　両議院の議員は，議院で行った演説，討論又は表決について，院外で責任を問はれない。

第52条［］　国会の常会は，毎年１回これをする。

第53条［臨時会］　内閣は，国会の臨時会のを決定することができる。いづれかの議院の総議員の４分の１以上の要求があれば，内閣は，その召集を決定しなければならない。

第54条［衆議院の解散・特別会，参議院の緊急集会］

①衆議院が解散されたときは，解散の日から40日以内に，衆議院議員の総選挙を行ひ，その選挙の日から30日以内に，国会をしなければならない。

②衆議院が解散されたときは，参議院は，同時に閉会となる。し，内閣は，国に緊急の必要があるときは，参議院の緊急集会を求めることができる。

③の緊急集会においてられたは，臨時のものであって，次の国会開会の後10日以内に，衆議院の同意がない場合には，その効力を失ふ。

第55条［資格の裁判］　両議院は，その議員の資格に関する争訟を裁判する。し，議員の議席を失はせるには，出席議員の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

第56条［数，表決］

①両議院は，その総議員の３分の１以上の出席がなければ，議事を開き議決することができない。

②両議院の議事は，この憲法に特別ののある場合を除いては，出席議員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

第57条［会議の公開，会議録，表決の］

①両議院の会議は，公開とする。し，出席議員の３分の２以上の多数で議決したときは，を開くことができる。

②両議院は，その会議の記録を保存し，秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は，これを公表し，つ一般にしなければならない。

③出席議員の５分の１以上の要求があれば，各議員の表決は，これを会議録に記載しなければならない。

第58条［役員の選任，議院規則・］

①両議院は，その議長その他の役員を選任する。

②両議院は，各々その会議その他の及び内部の規律に関する規則を定め，又，院内のをみだした議員を懲罰することができる。し，議員を除名するには，出席議員の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

第59条［法律案の議決，衆議院の］

①法律案は，この憲法に特別ののある場合を除いては，両議院で可決したとき法律となる。

②衆議院で可決し，参議院でこれと異なった議決をした法律案は，衆議院で出席議員の３分の２以上の多数で再び可決したときは，法律となる。

③の規定は，法律の定めるところにより，衆議院が，両議院の協議会を開くことを求めることをげない。

④参議院が，衆議院の可決した法律案を受け取った後，国会休会中の期間を除いて60日以内に，議決しないときは，衆議院は，参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条［衆議院の予算先議，予算議決に関する衆議院の］

①予算は，さきに衆議院に提出しなければならない。

②予算について，参議院で衆議院と異なった議決をした場合に，法律の定めるところにより，両議院の協議会を開いても意見がしないとき，又は参議院が，衆議院の可決した予算を受け取った後，国会休会中の期間を除いて30日以内に，議決しないときは，衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条［条約のに関する衆議院の］　条約のに必要な国会の承認については，前条第２の規定を準用する。

第62条［議院の国政調査権］　両議院は，国政に関する調査を行ひ，これに関して，証人の及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条［の議院出席の権利と義務］　内閣総理大臣その他の国務大臣は，両議院の１に議席を有すると有しないとにかかはらず，でも議案について発言するため議院に出席することができる。又，又は説明のため出席を求められたときは，出席しなければならない。

第64条［裁判所］

①国会は，のを受けた裁判官を裁判するため，両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

②弾劾に関するは，法律でこれを定める。

第５章　内　　閣

第65条［行政権］　行政権は，内閣に属する。

第66条［内閣の組織，国会に対する連帯責任］

①内閣は，法律の定めるところにより，その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

②内閣総理大臣その他の国務大臣は，でなければならない。

③内閣は，行政権の行使について，国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条［内閣総理大臣の指名，衆議院の］

①内閣総理大臣は，国会議員の中から国会の議決で，これを指名する。この指名は，他のすべてのに先だって，これを行ふ。

②衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に，法律の定めるところにより，両議院の協議会を開いても意見がしないとき，又は衆議院が指名の議決をした後，国会休会中の期間を除いて10日以内に，参議院が，指名の議決をしないときは，衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条［国務大臣の任命及び］

①内閣総理大臣は，国務大臣を任命する。し，その過半数は，国会議員の中から選ばれなければならない。

②内閣総理大臣は，任意に国務大臣を罷免することができる。

第69条［内閣不信任決議の効果］　内閣は，衆議院で不信任の決議案を可決し，又は信任の決議案を否決したときは，10日以内に衆議院が解散されない限り，総辞職をしなければならない。

第70条［内閣総理大臣が欠けたときの対応，新国会の召集と内閣の総辞職］　内閣総理大臣がけたとき，又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは，内閣は，総辞職をしなければならない。

第71条［総辞職後の内閣］　前２条の場合には，内閣は，あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条［内閣総理大臣の職務］　内閣総理大臣は，内閣を代表して議案を国会に提出し，一般国務及び外交関係について国会に報告し，並びに行政各部をする。

第73条［内閣の職務］　内閣は，他の一般行政事務の，左の事務を行ふ。

１　法律を誠実にし，国務を総理すること。

２　外交関係を処理すること。

３　条約をすること。し，事前に，によっては事後に，国会の承認をることを必要とする。

４　法律の定める基準に従ひ，に関する事務をすること。

５　予算を作成して国会に提出すること。

６　この憲法及び法律の規定を実施するために，政令を制定すること。し，政令には，特にその法律の委任がある場合を除いては，を設けることができない。

７　，，，刑のの及び復権を決定すること。

第74条［法律・政令の署名］　法律及び政令には，すべて主任の国務大臣が署名し，内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条［国務大臣の特典］　国務大臣は，その在任中，内閣総理大臣の同意がなければ，されない。し，これがため，訴追の権利は，害されない。

第６章　司　　法

第76条［司法権・裁判所，特別裁判所の禁止，裁判官の独立］

①すべて司法権は，最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

②特別裁判所は，これを設置することができない。行政機関は，として裁判を行ふことができない。

③すべて裁判官は，その良心に従ひ独立してその職権を行ひ，この憲法及び法律にのみされる。

第77条［最高裁判所の規則制定権］

①最高裁判所は，に関する，弁護士，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関するについて，規則を定める権限を有する。

②検察官は，最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③最高裁判所は，下級裁判所に関する規則を定める権限を，下級裁判所に委任することができる。

第78条［裁判官の身分の保障］　裁判官は，裁判により，心身の故障のために職務をることができないと決定された場合を除いては，のによらなければされない。裁判官の処分は，行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条［最高裁判所の裁判官，国民，定年，］

①最高裁判所は，その長たる裁判官及び法律の定めるのその他の裁判官でこれを構成し，その長たる裁判官以外の裁判官は，内閣でこれを任命する。

②最高裁判所の裁判官の任命は，その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し，その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際に審査にし，その後も同様とする。

③の場合において，投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは，その裁判官は，罷免される。

④審査に関するは，法律でこれを定める。

⑤最高裁判所の裁判官は，法律の定めるに達した時に退官する。

⑥最高裁判所の裁判官は，すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は，在任中，これを減額することができない。

第80条［下級裁判所の裁判官・任期・定年，］

①下級裁判所の裁判官は，最高裁判所の指名した者のによって，内閣でこれを任命する。その裁判官は，任期を10年とし，再任されることができる。し，法律の定めるに達した時には退官する。

②下級裁判所の裁判官は，すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は，在任中，これを減額することができない。

第81条［法令権と最高裁判所］　最高裁判所は，の法律，命令，規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する裁判所である。

第82条［裁判の公開］

①裁判の及び判決は，公開法廷でこれを行ふ。

②裁判所が，裁判官の全員で，の秩序又は善良のを害するがあると決した場合には，対審は，公開しないでこれを行ふことができる。し，政治犯罪，出版に関する犯罪又はこの憲法第３章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件の対審は，常にこれを公開しなければならない。

第７章　財　　政

第83条［財政処理の基本原則］　国の財政を処理する権限は，国会の議決に基いて，これを行使しなければならない。

第84条［課税］　あらたにを課し，又は現行の租税を変更するには，法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条［国費の支出及び国の負担］　国費を支出し，又は国が債務を負担するには，国会の議決に基くことを必要とする。

第86条［予算］　内閣は，毎会計年度の予算を作成し，国会に提出して，そのを受け議決をなければならない。

第87条［予備費］

①しい予算の不足にてるため，国会の議決に基いて予備費をけ，内閣の責任でこれを支出することができる。

②すべて予備費の支出については，内閣は，事後に国会のを得なければならない。

第88条［皇室財産・皇室の費用］　すべて皇室財産は，国に属する。すべて皇室の費用は，予算に計上して国会の議決をなければならない。

第89条［の財産の支出又は利用の制限］　公金その他の公の財産は，宗教上の組織しくは団体の使用，若しくはのため，又は公の支配に属しない，教育若しくはの事業に対し，これを支出し，又はその利用にしてはならない。

第90条［決算検査，会計検査院］

①国の収入支出の決算は，すべて毎年会計検査院がこれを検査し，内閣は，次の年度に，その検査報告とともに，これを国会に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は，法律でこれを定める。

第91条［財政状況の報告］　内閣は，国会及び国民に対し，定期に，少くとも毎年１回，国の財政状況について報告しなければならない。

第８章　地方自治

第92条［地方自治の基本原則］　地方公共団体の組織及び運営に関するは，地方自治のに基いて，法律でこれを定める。

第93条［地方公共団体の機関，その直接選挙］

①地方公共団体には，法律の定めるところにより，その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長，その議会の議員及び法律の定めるその他のは，その地方公共団体の住民が，直接これを選挙する。

第94条［地方公共団体の］　地方公共団体は，その財産を管理し，事務を処理し，及び行政をする権能を有し，法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条［特別法の住民投票］　一の地方公共団体のみに適用される特別法は，法律の定めるところにより，その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ，国会は，これを制定することができない。

第９章　改　　正

第96条［改正の，その公布］

①この憲法の改正は，各議院の総議員の３分の２以上の賛成で，国会が，これをし，国民に提案してその承認をなければならない。この承認には，特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において，その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正についての承認を経たときは，天皇は，国民の名で，この憲法と一体を成すものとして，ちにこれを公布する。

第10章　最高法規

第97条［基本的人権の本質］　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は，人類の多年にわたる自由の努力の成果であって，これらの権利は，過去のにへ，現在及び将来の国民に対し，侵すことのできない永久の権利としてされたものである。

第98条［最高法規，条約及び国際法規の］

①この憲法は，国の最高法規であって，その条規に反する法律，命令，及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない。

②日本国がした条約及び確立された国際法規は，これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条［憲法の義務］　天皇又は及び国務大臣，国会議員，裁判官その他の公務員は，この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第11章　補　　則

第100条［憲法期日，準備］

①この憲法は，公布の日からして６月を経過した日（昭和22.５.３）から，これを施行する。

②この憲法を施行するために必要な法律の制定，参議院議員の選挙及び国会の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は，の期日よりも前に，これを行ふことができる。

第101条［参議院未成立の間の国会］　この憲法の際，参議院がまだ成立してゐないときは，その成立するまでの間，衆議院は，国会としての権限を行ふ。

第102条［第１期の参議院議員の任期］　この憲法による第１期の参議院議員のうち，その半数の者の任期は，これを３年とする。その議員は，法律の定めるところにより，これを定める。

第103条［公務員の地位］　この憲法の際現に在職する国務大臣，衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で，その地位にする地位がこの憲法で認められてゐる者は，法律で特別のをした場合を除いては，この憲法施行のため，当然にはその地位を失ふことはない。し，この憲法によって，後任者が選挙又は任命されたときは，当然その地位を失ふ。